

## 役員会議事要録（令和8年度第5回）

- 1 日 時 令和8年6月30日（火）13：30～
- 2 場 所 本部4階 特別会議室
- 3 出席者 藤澤学長（議長）  
木戸、玉置、河端、喜多、玉岡、松尾、森山、柿原の各理事  
オブザーバー 濱田、山上の各監事  
向井、黒田、大川、福本、宮脇、長坂、近江戸の各副学長  
陪席者 総務、企画、学術研究・社会共創推進、財務、学務（教務・入試担当）、  
学務（学生・国際担当）、施設の各部長 他
- 4 議 事  
審議事項
  - （1） 令和9年度概算要求について  
令和9年度概算要求に係る組織の再編成等、教育研究組織改革分、共通政策課題分及びミッション実現戦略分について、6月26日開催の経営協議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
  - （2） 令和7事業年度決算について  
令和7事業年度決算に関する財務諸表等を文部科学省へ提出することについて、6月26日開催の経営協議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
  - （3） 国立大学法人神戸大学学則の一部改正について  
令和8年7月1日付けで医学部附属病院国際がん医療・研究センターの医学部附属病院の分院としての位置付けを変更することに伴い、国立大学法人神戸大学学則を一部改正することについて、6月18日開催の教育研究評議会及び6月26日開催の経営協議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
  - （4） 神戸大学部局長選考規則の一部改正について  
国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）の一部改正に伴い、神戸大学部局長選考規則を一部改正することについて、6月18日開催の教育研究評議会にて審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
  - （5） 神戸大学医学部附属病院規則等の一部改正について  
国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）の一部改正に伴い、以下の規則等を一部改正することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
    - 1 神戸大学医学部附属病院規則
    - 2 神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター規程

- (6) 国立大学法人評価4年目終了時評価に係る資料（達成状況報告書、業務実績報告書）について  
第4期中期目標期間の4年目終了時評価に係る達成状況報告書、業務実績報告書について、6月18日開催の教育研究評議会及び6月26日開催の経営協議会で審議了承された旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (7) 本部人件費等による教員等の措置について  
本部人件費等による教員等の措置について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (8) 教員等の人事について  
自然科学系工学域（大学院工学研究科）の教授を利益相反マネジメント室副室長に令和8年7月1日付けで新たに任命し、任期は令和9年3月31日までとすることについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。
- (9) 退職手当の支給制限処分について（2件）  
退職手当の支給制限処分について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

#### 報告事項

- (1) 独立監査人の監査報告について  
国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づく、第22期事業年度における財務諸表等の監査結果について報告があった。
- (2) 令和7年度監事監査結果報告について  
国立大学法人神戸大学監事監査規則第9条第1項の規定に基づき、国立大学法人神戸大学の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第22期事業年度において実施した監査結果について報告があった。
- (3) 令和8年度監事監査計画等について  
令和8年度における監事監査及び内部監査の実施計画について報告があった。
- (4) 会計監査人の選任について  
文部科学大臣から、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づく令和8事業年度会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任したと通知があった旨報告があった。
- (5) 海外の大学との学術交流協定の締結について  
クイーンズランド大学（オーストラリア）との大学間学術交流協定を締結したことについて報告があった。

- (6) 2025（令和7）年度下半期神戸大学資金運用実績報告について  
2025（令和7）年度下半期神戸大学資金運用実績報告について報告があった。
- (7) 令和8年度国立大学法人運営費交付金（経営改革促進分）の申請について  
令和8年度国立大学法人運営費交付金（経営改革促進分）の申請を行ったこと  
について報告があった。
- (8) 産学共創インスティテュートの設置について  
神戸大学における産学連携による研究及び教育を強化し、産学協働にかかる人事制度改革のもと博士課程学生の実践的育成を進めることを目的に、産学共創インスティテュートを設置することについて報告があった。

以上